

# 平成 28 年度 事業報告書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

## 第 1 総務関係

### 1 会員数及び異動状況（特別会員を除く。）

前年度末の会員数は、通常会員 409 名、地区会員 60 名、賛助会員 10 名の合計 479 名であったが、本年度は入会した通常会員が 1 名、賛助会員が 1 名の合計 2 名で、退会した通常会員（資格喪失を含む。）が 6 名、地区会員が 1 名の合計 7 名であったので、平成 29 年 3 月 31 日現在の会員数は、通常会員 405 名、地区会員 60 名、賛助会員 10 名、合計 474 名となった。

四半期ごとの会員の増減状況は、次表のとおり

本部/支部	前年度末			第 1 四半期			第 2 四半期			第 3 四半期			第 4 四半期			異動状況	
	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	入会	退会
本 部			4			4			4			4			4		
北海道	43	4		43	4		43	4		43	4		43	4			
東 北	48	8		48	8		48	8		47	8		47	8			1
関 東	34	3	2	34	3	2	34	3	2	35	3	2	35	3	2	1	
信 越	9			9			9			8			8				1
北 陸	12	2		12	2		12	2		12	2		12	2			
東 海	39	4	1	38	4	1	38	4	1	38	4	1	37	4	1		2
近 畿	43	9		43	10		43	10		43	10		43	10		1	
中 国	42	8		42	8		42	8		42	8		42	8			
四 国	31	7	3	31	7	3	31	7	3	31	7	3	31	7	3		
九 州	99	13		98	13		98	12		97	12		97	12			3
沖 縄	9	2		9	2		9	2		9	2		9	2			
計	409	60	10	407	61	10	407	60	10	405	60	10	404	60	10	2	7
合 計	479			478			477			475			474			-5	

注：各四半期末日の退会者は、会員数から除外した。

### 2 一般社団法人関係事項の内閣府への報告

平成 28 年 6 月 22 日、第 54 回通常総会で承認された平成 27 年度の公益目的支出計画実施報告書を同年 6 月 24 日付で内閣府公益認定等委員会（内閣総理大臣）に提出しました。

### 3 税務関係確定申告等

納税関係の申告について、次のとおり所轄税務署、都道府県等に関係書類を提出し、本部において支払い事務を行った。

#### (1) 法人税関係

平成 28 年 6 月 23 日、当協会に係る「平成 27 年度分の法人税の確定申告書」及び「平成 27 年度分の復興特別法人税申告書」を所轄の税務署に提出した。

#### (2) 償却資産税関係

平成 29 年 1 月 4 日、当協会に係る「平成 29 年度償却資産申告書」をそれぞれの所轄都区市に提出した。

#### (3) 法人都道府県民税・均等割関係

平成 28 年 6 月 23 日、当協会に係る「平成 27 年度分の都道府県民税・事業税の確定申告書」をそれぞれの所轄都道府県税事務所に提出し、本部が各都道府県税事務所に支払を完了した。

#### (4) 法人市町村民税・均等割合関係

平成 28 年 6 月 23 日、各支部に係る「平成 27 年度分の市町村民税の確定申告」を各所轄の各市町村

長に提出し、本部が各市町村長に支払を完了した。

(5) 消費税関係

平成 28 年 5 月 20 日、当協会に係る「平成 27 年度分の消費税及び地方消費税の確定申告書」を所轄の税務署に提出し、納付を完了した。

4 業務及び会計監査並びに公益目的支出計画実施に関する監査

平成 28 年 5 月 11 日、古賀監事及び藤原監事により、平成 27 年度事業、会計帳簿及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録）並びに公益目的支出計画の実施状況について監査を受けた。

5 第 54 回定時総会の概要

(1) 開催期日及び場所：平成 28 年 6 月 22 日、メルパルク東京

(2) 出席者：通常会員（総通常会員数 408 名、総議決権数 469）

出席者 28 名（議決権数 54）

議決権行使会員 293 名（議決権数 320）

委任状 1 名（議決権数 1）

上記のほか、来賓 3 名、地区会員 6 名、賛助会員 3 名、特別会員 3 名、その他 8 名が参加した。

(3) 議長：藤島俊昭氏（信越支部・藤島無線工業株式会社）

(4) 議事録署名人：篠和男氏（関東支部・有限会社篠無線電機）  
池谷紀八氏（東海支部・有限会社三協船舶電機）

(5) 議事

第 1 号議案 平成 27 年度事業報告書、公益目的支出計画実施報告書及び決算報告書の件  
賛成の議決権数 374、反対の議決権数 1、保留 0、無効 0 で原案通り承認された。

第 2 号議案 平成 28 年度事業計画書及び予算書の件（報告）  
賛成多数で原案のとおり承認された。

(6) 表彰

① 本会の事業発展に対して功労のあった方（1 名）

本部（1 名）

② 支部の事業発展に対して功労のあった方（1 名）

近畿支部（1 名）

③ 船舶無線工事に永年従事し、成績優良な方（2 名）

東北支部（1 名）、近畿支部（1 名）

④ 会員の代表者であって自ら無線工事に永年従事し、成績優良な方（8 名）

北海道支部（2 名）、近畿支部（1 名）、中国支部（3 名）、四国支部（2 名）

⑤ 事務局長として永年勤務し、功労のあった方（近畿支部 1 名）

6 各支部全体会議の開催日及び場所

- |           |                  |                    |
|-----------|------------------|--------------------|
| (1) 北海道支部 | 平成 28 年 5 月 20 日 | 札幌市「KKR ホテル札幌」     |
| (2) 東北支部  | 平成 28 年 5 月 27 日 | 仙台市「佐勘」            |
| (3) 関東支部  | 平成 28 年 5 月 19 日 | 日光市「鬼怒川観光ホテル」      |
| (4) 信越支部  | 平成 28 年 4 月 27 日 | 新潟市「佐渡汽船ビル（会議室）」   |
| (5) 北陸支部  | 平成 28 年 5 月 13 日 | 金沢市「KKR ホテル金沢」     |
| (6) 東海支部  | 平成 28 年 6 月 3 日  | 名古屋市「メルパルク NAGOYA」 |

- |           |                  |                    |
|-----------|------------------|--------------------|
| (7) 近畿支部  | 平成 28 年 5 月 13 日 | 大阪市「ドーンセンター」       |
| (8) 中国支部  | 平成 28 年 5 月 20 日 | 広島市「KKR ホテル広島」     |
| (9) 四国支部  | 平成 28 年 5 月 26 日 | 松山市「ホテル JAL シティ松山」 |
| (10) 九州支部 | 平成 28 年 5 月 25 日 | 熊本市「KKR ホテル熊本」     |
| (11) 沖縄支部 | 平成 28 年 5 月 26 日 | 那覇市「沖縄県青年会館」       |

## 7 理事会、四役会議及び全国事務局長会議の開催

### (1) 理事会

#### ① 第 163 回理事会（臨時）（平成 28 年 6 月 22 日 メルパルク東京）

次の議題について審議を行った。

第 1 号議案 第 162 回理事会後の経過報告

第 2 号議案 会計事務の機械化について（報告）

「請求書発行システム」の機能概要及び発注先について説明した。

第 3 号議案 規程類の一部改正について

以下の規程類の一部を改正することを承認した。

(ア) 個人情報保護規定の一部を改正する件

(イ) 就業規則の一部を改正する件

(ウ) 給与規程の一部を改正する件

(エ) 旅費規程の一部を改正する件

(オ) 表彰運用方針の一部を改正する件

(カ) 会員の弔慰並びに災害慰問規程の一部を改正する件

(キ) 測定器等較正業務規程の一部を改正する件

(ク) 稟議規程の一部を改正する件

第 4 号議案 登録点検事業者の研修修了者等の協会HPへの掲載について

協会HP「会員の紹介」欄に「GM積み付け資格の有無」「登録検査等事業者資格の有無」「登録点検員研修会受講の有無」を掲載することを承認した。但し、個人名は記載しないこととした。

第 5 号議案 その他

以下の事項について、報告・周知等を行った。

(ア) 次回定時総会の開催予定日等

(イ) 27MHz 帯 SSB 25W の局種について

(ウ) 新スプリアス確認届の事前審査料

(エ) 協会財政の現状と課題

#### ② 第 164 回理事会（通常）（平成 28 年 10 月 25 日 電波会館 ICT 研修センター）

次の議題について審議を行った。

第 1 号議案 第 163 回理事会後の経過報告について

第 2 号議案 特別会員の承認について

本部兼関東支部事務局長に就任した成瀬芳之氏の特別会員を承認した。なお、前事務局長の松永正勝氏を特別会員から解除した。

第 3 号議案 平成 28 年度中間決算報告について

各支部からの月次報告を基に集計した中間決算報告書を承認した。

第 4 号議案 平成 28 年度重点実施事項報告について

以下の重点実施項目の進捗状況を確認した。

- (ア) 人材の教育と育成の支援
  - ・無線局登録点検員研修制度の定着化
  - ・第四級海上無線通信士資格取得支援の継続的实施
- (イ) 電子申請の推進
- (ウ) 協会事務の機械化推進
  - ・会費は年度初めに4期分を纏めて通知（請求）する。
  - ・事業費は月末に締めて翌月15日頃請求書を郵送する。
  - ・請求書の様式見直しをする。

第5号議案 稟議規程の見直しについて

会計の一元化に合わせて、稟議規程を協会全体に適用することを承認した。

第6号議案 流動資産と特定資産の処置について

会計の一元化以前に支部が保有していた流動資産の一部を各支部の特定資産に組み入れることを承認した。

第7号議案 管理職の本給と基本給について（報告）

第161回理事会決定事項に伴い管理職給与体系（本給＋手当）を見直した。

第8号議案 臨時職員の雇用契約に関する事項について

臨時職員に適用する臨時職員雇用契約書兼労働条件通知書を承認した。

第9号議案 通常会員の入会について

関東支部から提出された通常会員（横浜通信機株式会社）の入会を承認した。

第10号議案 その他

以下の事項について、報告・周知等を行った。

- (ア) 退職給付金について
- (イ) 登録点検員資格を持たない方の研修会受講について
- (ウ) 第165回理事会の開催地について
- (エ) その他

③ 第165回理事会（通常）（平成29年3月24日 熱海市 かんぼの宿「熱海」会議室）

次の議題について審議を行った。

第1号議案 第164回理事会後の経過報告について

第2号議案 通常会員の入会について

近畿支部から提出された通常会員（有限会社竹田鐵工所）の入会を承認した。

第3号議案 平成28年度決算と平成29年度予算について

以下の事項について審議し、承認した。

- (ア) 平成28年度決算見込の報告
  - ・事業活動収入見込： 162,473,897円
  - ・事業活動支出見込： 170,528,527円
  - ・事業活動収支差額： -8,054,630円
  - ・投資活動収入見込： 85,980,491円
  - ・投資活動支出見込： 94,371,074円
  - ・投資活動収支差額： -8,390,583円
  - ・当期収支差額： -16,445,213円

(イ) 平成 29 年度予算 (案)

- ・事業活動収入： 185,562,000 円
- ・事業活動支出： 212,666,000 円
- ・事業活動収支差額： -27,104,000 円
- ・投資活動収入： 19,503,000 円
- ・投資活動支出： 4,127,000 円
- ・投資活動収支差額： 15,376,000 円
- ・当期収支差額： -11,728,000 円

第 4 号議案 平成 28 年度支部業務監査・会計監査の実施について  
会計の一元化により会計監査は本部で行う。支部では手持現金・運転資金について会計監査し、業務監査に重きを置く基本方針を承認した。

第 5 号議案 平成 28 年度重点実施施策と平成 29 年度重点実施施策について  
以下の事項について審議し、承認した。

(ア) 平成 28 年度重点実施施策

- ・人材の育成
- ・電子申請の推進
- ・会計の一元化に伴う「機械化の推進」

(イ) 平成 29 年度重点実施施策

- ・人材の育成 (継続)
- ・電子申請の推進 (継続)
- ・許認可申請様式変更に伴う対応 (A4 版縦型対応)

第 6 号議案 船舶モニタリングシステム (VMS) の設置工事について  
新規事業として VMS の設置工事の委託事業に参加することを審議し、全工協と一般社団法人漁業情報サービスセンターとの間で委託契約を締結することを承認した。

第 7 号議案 法令違反者の処分と再発防止の検討について  
会員による法令違反とその処分について審議するとともに、再発防止策を検討した。

第 8 号議案 平成 29 年度会長表彰の推薦について  
会長表彰者候補について審議し、13 名に表彰状を贈ることを決定した。

第 9 号議案 役員 の賃金について  
会長理事の給与基準を新しく規定し、常務理事の給与基準を見直すことを決定した。

第 10 号議案 次期協会役員と執行部人事について  
今期で交代される理事の確認を行った。

その他 流動資産と特定資産について

第 164 回理事会第 6 号議案で承認を得た流動資産と特定資産の取り扱いについては、期末決算見込で不足を生じるため沖縄支部を除き実施しないこと決定した。

(2) 定款第 40 条に基づく議決の省略 (書面理事会)

次の案件について書面理事会を開催し、何れも理事全員の同意を得て、また、監事から異議の申し出がなかったため、定款第 40 条に基づき理事会決議を省略して承認した。

- ① 定時総会議案書及び公益目的支出計画実施報告書の承認について（平成 28 年 5 月 23 日）

平成 28 年 6 月 22 日に開催する第 54 回定時総会議案書（案）及び内閣府に報告する平成 27 年度公益目的支出計画実施報告書（案）を承認した。

(3) 四役会議

- ① 第 1 回四役会議（平成 28 年 10 月 25 日）

第 164 回理事会の議題及び運営方針について検討するため、四役会議（会長、副会長、常務及び事務局長が出席）を開催した。

- ② 第 2 回四役会議（平成 29 年 3 月 24 日）

第 165 回理事会の議題及び運営方針について検討するため、四役会議（会長、副会長、常務及び事務局長が出席）を開催した。

(4) 全国事務局長会議（平成 29 年 2 月 21 日 電波会館 3 F 全工協会議室）

次の議題について説明と意見交換を行った。

議題 1 平成 28 年度決算見込について

議題 2 平成 29 年度支部予算書（案）について

議題 3 会計処理について

議題 4 その他

(1) 登録点検の法令違反について

(2) VMS 設置工事について

(3) 本部・サーバーの更改について

(4) 測定器較正方法の注意点について

(5) 許認可開示資料の利用について

(6) その他（27MHzSSB 追加に伴う電子申請様式の見直し）

## 8 専門委員会等の開催

次の専門委員会等を開催した。

(1) 水洋会部会

- ① 運営・業務委員会（委員長：東京計器株式会社 塩田氏）

第 15 回運営・業務委員会（平成 28 年 5 月 19 日）

第 16 回運営・業務委員会（平成 28 年 7 月 20 日）

第 17 回運営・業務委員会（平成 28 年 9 月 21 日）

第 18 回運営・業務委員会（平成 28 年 11 月 25 日）

第 19 回運営・業務委員会（平成 29 年 1 月 25 日）

第 20 回運営・業務委員会（平成 29 年 3 月 23 日）

- ② 技術委員会（委員長：日本無線株式会社 帆保氏）

第 34 回技術委員会（平成 28 年 4 月 25 日）

第 35 回技術委員会（平成 28 年 5 月 30 日）

第 36 回技術委員会（平成 28 年 6 月 29 日）

第 37 回技術委員会（平成 28 年 7 月 28 日）

第 38 回技術委員会（平成 28 年 8 月 22 日）

第 39 回技術委員会（平成 28 年 9 月 29 日）

第 40 回技術委員会（平成 28 年 10 月 31 日）

第 41 回技術委員会（平成 28 年 12 月 1 日）

第 42 回技術委員会（平成 28 年 12 月 26 日）

第 43 回技術委員会（平成 29 年 1 月 30 日）

第 44 回技術委員会（平成 29 年 2 月 27 日）

第 45 回技術委員会（平成 29 年 3 月 29 日）

③ 水洋会部会研修会（平成 28 年 11 月 25 日）

運営・業務委員会及び技術委員会の合同研修会

(2) 法令対策委員会（委員長：谷道常務理事 平成 29 年 3 月 10 日）

平成 31 年 1 月 1 日付で無線局免許手続規則の全面改正が予定されているため、法令対策委員会を開催して関係省令案を基に協会としての意見を取りまとめ、当局の担当官に提出した。

(3) 広報委員会（委員長：古野電気株式会社 竹浪氏）

広報委員会は隔月に開催し、機関誌「むせんこうじ」の編集及び Web サイト「全工協ホームページ」の企画を検討した。

開催日は以下のとおり。

第 1 回広報委員会（平成 28 年 4 月 22 日）

第 2 回広報委員会（平成 28 年 6 月 27 日）

第 3 回広報委員会（平成 28 年 8 月 26 日）

第 4 回広報委員会（平成 28 年 10 月 27 日）

第 5 回広報委員会（平成 28 年 12 月 22 日）

第 6 回広報委員会（平成 29 年 2 月 23 日）

(4) 登録点検員研修会実行委員会（委員長：宮崎顧問 平成 28 年 9 月 27 日）

無線局登録点検員の研修会の実行と修了試験の公平性を保つため、協会役員及び無線設備等の点検に対して学識経験を有する者が会長から委嘱を受け、委員会を開催した。

(5) 違反処理委員会

東北総合通信局管内における登録検査等事業者である会員による電波法令違反事例が発生し、点検員の基本部分の欠如が想定されたため、電波法令違反処理規程に基づく「違反処理委員会」に替えて「第 165 回理事会」で当該会員及び点検員の処分を行い平成 29 年 4 月 3 日付で通知した。

① 登録検査等事業者の違反処理（処分：厳重注意）

② 登録点検に従事した点検員の研修修了証の取消・返納

## 9 規程類等の改正

(1) 全工協定款・規程集の追録 17 号を平成 28 年 6 月 29 日付で理事、監事及び支部事務局に配布すると共に、全工協ホームページに掲載の規程類も更新した。

第 163 回理事会の決議を経て次の規程類の一部を改正した。

① 個人情報保護規程

② 就業規則

③ 給与規程

④ 旅費規程

⑤ 表彰規程運用方針

⑥ 会員の弔慰並びに災害慰問規程

⑦ 測定器等較正業務規程

(2) 全工協定款・規程集の追録 18 号を平成 27 年 11 月 22 日付で理事、監事及び支部事務局に配布すると共に、全工協ホームページに掲載の規程類も更新した。

第 164 回理事会の決議を経て次の規程類の一部を改正・新設した。

① 稟議規程

## 10 役員（特別会員に限る。）及び職員（平成29年3月31日現在）

### (1) 役員及び本部職員

- ① 役員 2名（会長理事、常務理事）
- ② 事務局長 1名（特別会員普通管理職員）
- ③ 職員 2名（普通管理職員2名）

### (2) 支部職員

- ① 事務局長 9名（特別会員普通管理職員5名、特別会員嘱託管理職員4名）
- ② 事務局長代行 1名（非常勤管理職員）
- ③ 職員 14名（普通管理職員5名、嘱託管理職員1名、普通職員2名、臨時職員6名）

### (3) 水洋会部会職員

- ① 事務局長 1名（嘱託管理職員1名）

## 第2 事業関係

当協会は、海上関係無線局（船舶局、特定船舶局、無線航行移動局、遭難自動通報局、無線標定移動局、船舶地球局、海岸局等）における電波利用の促進が円滑に図られるよう、以下の各種業務に取り組んでいる。

特に海上における通信は、陸上とは大きく異なった利用環境に置かれているため、先ず無線による通信手段を確保することが人命財貨の保全に必須のものであるとの考えの下に、定款において、船舶の航行の安全の確保に寄与することを目的に掲げている。

### 1 海上関係無線局の開設・運用に係る申請等の手続及び検査に係る支援事業

#### (1) 許認可申請支援事業（整備法第119条第2項第1号ハに基づく継続事業）

電波法では、無線局を開設しようとする者は、原則として総務大臣の免許を受けなければならないこととされており、当協会では、海上関係の無線局の免許申請、変更申請（届）、再免許申請に係る手続に関し、無線局の免許人（ユーザ）又はその代理人（工事業者等）からの要請に基づき助言などのサポートを行っている。

これらのサポートは、不特定多数の船舶の所有者や運航者をはじめとする海運関係者や漁業関係者など、無線の利用を希望する者の利益の増進に寄与している。

#### ① 無線局免許申請書等の事前点検事業

会員の多くは、海上通信を行うための船舶無線設備及び航法 GPS やレーダーなどの航海機器を販売するとともに、船舶無線工事業を営んでいる。これらの無線設備を使用可能とするには、前述のとおり総務大臣の許認可を得る必要があるため、無線設備販売の付帯業務として船舶所有者等から委任を受けて電波法に基づく無線局の申請書等を作成し、その許認可申請手続業務を行っている。

当協会では、これらの申請手続をサポートするため、主に会員及びその従業員を対象に年一回程度の講習会を開催して関係法令の周知を行うとともに、会員等が無線局申請書等の事前審査を希望する場合には、当局へ提出する前に申請書等の様式や記載内容が関係法令に合致しているかどうかを点検している。補正が必要なものは、その旨を会員等の依頼者に連絡して、同依頼者からの補正依頼に基づき処理を行った後当局へ提出している。

#### ② 電子申請の推進とデータベース構築を含む電算機処理の促進

海上関係無線局の電子申請は、陸上関係無線局に比べその進捗が大幅に遅れているため、電子申請の推進を事業計画に掲げ会員に協力要請を求め、平成28年度の特定船舶局・無線航行移動局の合計（新設・再免）の電子化率は前年度とほぼ同率の42.3%（昨年比+0.2%）であった。

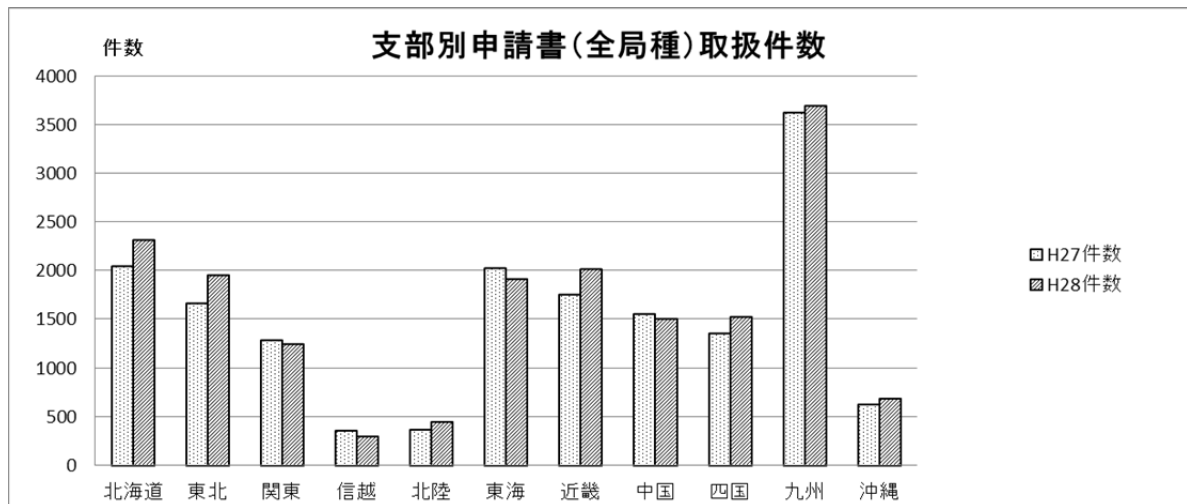
これらの電子化率は、各支部の事業計画及び所轄の総合通信局の指導方針により、電子化率が80%を超える支部からまったく対応できない0%の支部まであり、支部間で大きな隔たりが生じている。



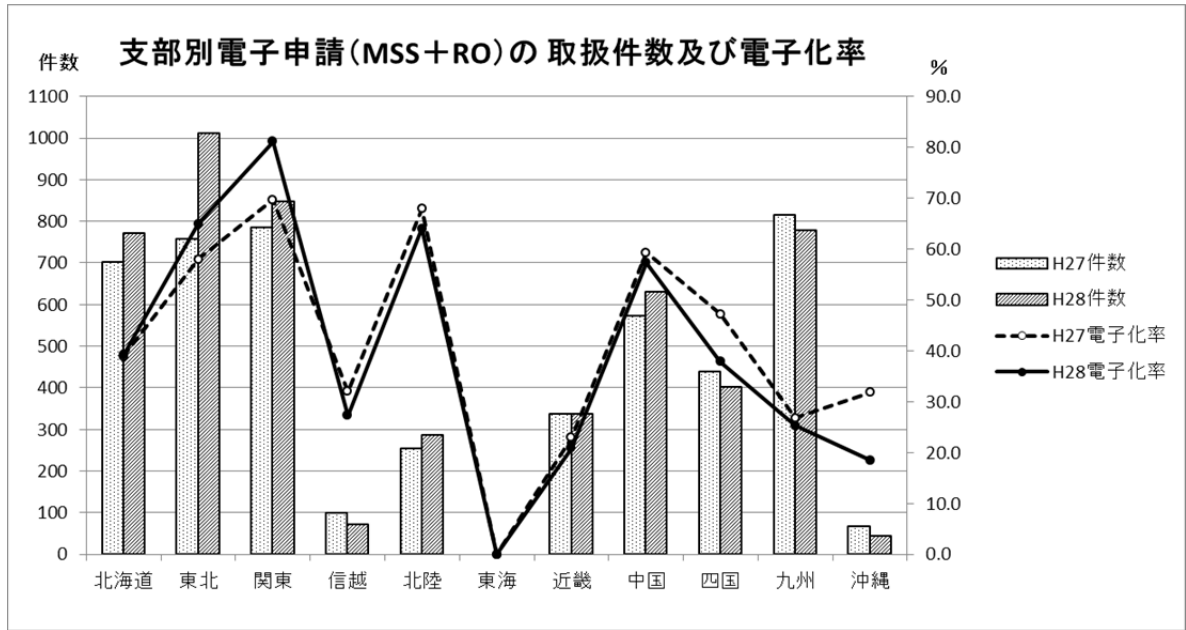
③ 書面申請及び電子申請の事前審査の取扱件数

		許認可申請支援事業				全国			
局 種	区 別	平成28年度申請件数				平成27年度申請件数			
		書 面	電 子	合 計	電子化率	書 面	電 子	合 計	電子化率
MSS (特定船舶局)	新 設	1,039	718	1,757	40.9%	1,139	747	1,886	39.6%
	変 更	3,307	1,209	4,516	26.8%	3,113	1,055	4,168	25.3%
	再 免	3,603	2,630	6,233	42.2%	3,434	2,388	5,822	41.0%
	その他	68	21	89	23.6%	82	67	149	45.0%
	合 計	8,017	4,578	12,595	36.3%	7,768	4,257	12,025	35.4%
MS (船舶局)	新 設	244	0	244	0.0%	250	0	250	0.0%
	変 更	2,011	0	2,011	0.0%	1,977	0	1,977	0.0%
	再 免	330	0	330	0.0%	356	0	356	0.0%
	その他	37	0	37	0.0%	168	0	168	0.0%
	合 計	2,622	0	2,622	0.0%	2,751	0	2,751	0.0%
RO (無線航行移動局)	新 設	405	334	739	45.2%	320	332	652	50.9%
	変 更	260	97	357	27.2%	280	107	387	27.6%
	再 免	256	202	458	44.1%	165	207	372	55.6%
	その他	5	0	5	0.0%	22	34	56	60.7%
	合 計	926	633	1,559	40.6%	787	680	1,467	46.4%
MR (無線標定移動局)	新 設	23	0	23	0.0%	32	0	32	0.0%
	変 更	29	0	29	0.0%	36	0	36	0.0%
	再 免	0	0	0	—	0	0	0	—
	その他	0	0	0	—	0	0	0	—
	合 計	52	0	52	0.0%	68	0	68	0.0%
DS (遭難自動通報局)	新 設	7	2	9	22.2%	7	1	8	12.5%
	変 更	2	0	2	0.0%	1	0	1	0.0%
	再 免	2	0	2	0.0%	0	0	0	—
	その他	0	0	0	—	0	0	0	—
	合 計	11	2	13	15.4%	8	1	9	11.1%
FC (海岸局)	新 設	8	0	8	0.0%	8	0	8	0.0%
	変 更	52	0	52	0.0%	39	0	39	0.0%
	再 免	523	0	523	0.0%	0	0	0	—
	その他	4	0	4	0.0%	2	0	2	0.0%
	合 計	587	0	587	0.0%	49	0	49	0.0%
その他の局種	新 設	65	11	76	14.5%	28	8	36	22.2%
	変 更	52	0	52	0.0%	43	0	43	0.0%
	再 免	55	0	55	0.0%	238	0	238	0.0%
	その他	12	0	12	0.0%	13	0	13	0.0%
	合 計	184	11	195	5.6%	322	8	330	2.4%
合 計		12,399	5,224	17,623	29.6%	11,756	4,946	16,702	29.6%

④ 支部別申請書（全局種）事前審査の取扱件数



⑤ 支部別電子申請（MSS+RO）の取扱件数及び電子化率



⑥ 免許申請書等の相談事業

海上における船舶間で共通に使用することができる通信システムとして、船舶が任意に設置する国際 VHF（以下「簡易型国際 VHF」という。）が平成 21 年 10 月に導入され 7 年が経過したが、未だ十分な普及が進んでいない。

全工協では、簡易型国際 VHF の普及を促進するため、協会のホームページに「船舶に任意に設置する国際 VHF の申請に関するよくある質問」を掲載し、プレジャーポートやプレジャーヨットなどの所有者が容易に簡易型国際 VHF の申請書等を作成できるようにサポート活動を行っている。このサポートには、電話による相談も随時受け付けている。

また、当協会のホームページ及び機関誌「むせんこうじ」を通じて無線局（船舶局）の申請等の手続に関する情報を広く提供している。

(2) ラジオ・ブイ等の符号内示割当事業（整備法第 119 条第 2 項第 1 号ハに基づく継続事業）

海洋漁場における通信では、海洋に仕掛けた漁網やはえ縄などに付けられたブイの位置を知らせるための無線装置（ラジオ・ブイ等という。）やブイの呼出・応答などの無線通信設定を自動的に行うための無線装置（選択呼出装置という。）が用いられている。これらの装置には、それぞれの無線装置を識別するための符号（個別 ID 番号）が物理的に必要であり、この個別 ID 番号は電波の発射源を明示する必要からも無線局免許の際の要件とされている。これらの装置に使用する ID 番号を要する無線装置は、簡易な免許手続により免許の取得が可能であり、製造過程において工場であらかじめ ID 番号を書き込んで出荷する必要がある。

このため、当協会では、物流の円滑化と船舶漁業関係者の早期出荷の要求に応えるとともにラジオ・ブイ等の免許手続の円滑化を図るため、ID の内示サポートを行っている。

ブイ等の製造業者（40MHz 帯漁業用無線局の個別呼出番号については会員）からの申請に基づき、次の符号等の内示割当事務を行った。

- ① ラジオ・ブイの識別信号：13 件
- ② セルコール・ブイの呼出番号・識別信号：303 件
- ③ 船舶用セルコールの個別番号：0 件

④ 40MHz 帯漁業用無線局の個別呼出番号：23 件

(3) 登録検査等支援事業（整備法第 119 条第 2 項第 1 号ハに基づく継続事業）

電波法では、原則として無線局を開設するときの検査（以下「新設検査」という。）、無線局の無線設備を変更するときの検査（以下「変更検査」という。）のほか一定の期間ごとに無線局の検査（以下「定期検査」という。）を受けることとされており、当協会では、これらの検査が適正かつ確実に実施されるように、無線局の免許人（ユーザ）及びその代理人（工事業者等）からの要請に基づき助言などのサポートを行っている。

これらのサポートは、不特定多数の船舶の所有者や運航者をはじめとする海運関係者や漁業関係者など無線を利用する者の利益の増進に寄与している。

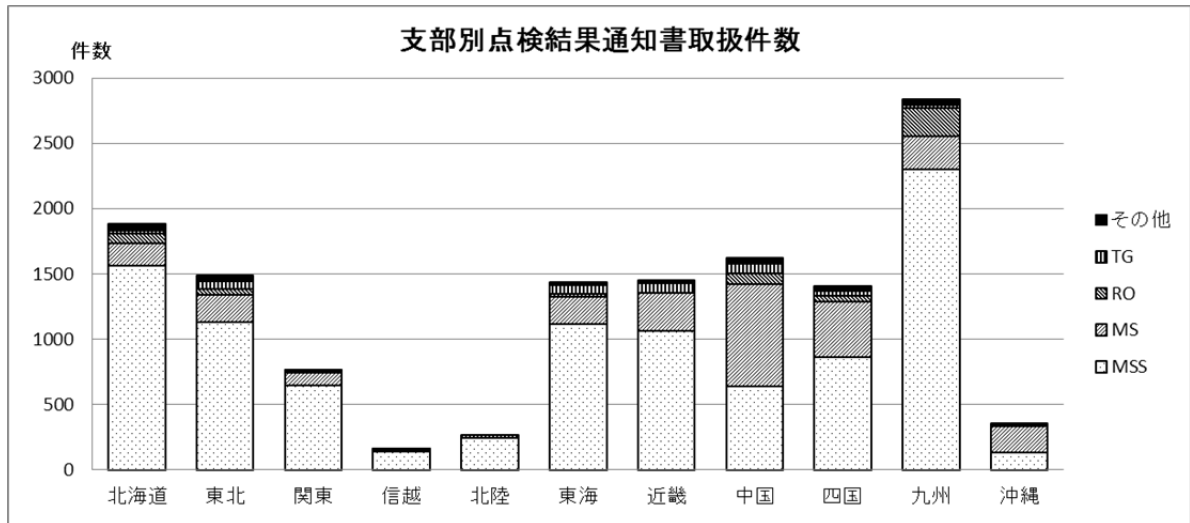
① 無線局の検査には電波法に基づく新設検査、変更検査、定期検査等があり、無線局の受検の方法としては、(ア)国の検査を受ける方法、(イ)検査の一部を省略として民間の登録検査等事業者による点検を受ける方法、(ウ)民間の登録検査等事業者による検査を受ける方法（この方法は、定期検査に限る。）の 3 種類あるが、(イ)の方法を利用している無線局の免許人が 90%以上の多数を占めている。

当協会では、登録検査等事業者による点検事業をサポートするため、ホームページ及び機関誌を通じて登録検査等事業者制度に関する情報を広く提供するとともに、登録検査等事業者が点検の結果を記入した点検結果通知書の事前審査を希望する場合には、当局へ提出する前に点検結果通知書の様式や記載内容が関係法令に合致しているかどうかを点検している。また、補正が必要な場合はその旨を同事業者に連絡して、同事業者からの補正依頼に基づき処理を行った後当局へ提出している。

② 点検結果通知書の事前審査の取扱件数

局 種	区 別	平成28年度 登録点検件数	平成27年度 登録点検件数
MSS (特定船舶局)	新 設	987	1,130
	変 更	316	334
	定 期	8,535	7,394
	合 計	9,838	8,858
MS (船舶局)	新 設	244	225
	変 更	188	228
	定 期	2,226	2,100
	合 計	2,658	2,553
RO (無線航行移動局)	新 設	140	138
	変 更	9	18
	定 期	360	419
	合 計	509	575
DS (遭難自動通報局)	新 設	1	0
	変 更	0	0
	定 期	7	4
	合 計	8	4
TG (船舶地球局)	新 設	36	18
	変 更	9	4
	定 期	329	317
	合 計	374	339
FC (海岸局)	新 設	3	9
	変 更	5	16
	定 期	209	190
	合 計	217	215
その他の局種	新 設	30	19
	変 更	8	15
	定 期	31	17
	合 計	69	51
合 計		13,673	12,595

③ 支部別点検結果通知書の事前審査の取扱件数（平成 28 年度）



④ 登録点検等の相談事業

協会のホームページに、「船舶に任意に設置する国際 VHF の申請に関するよくある質問」を掲載し、この中で「船舶局の定期検査について」のコーナーを設け、国際 VHF を装備した船舶局の定期検査の有無や定期検査を受検する方法について解説し、プレジャーボートやプレジャーヨットなどの所有者が定期検査について容易に理解できるようにサポート活動を行うとともに、電話による相談も随時受け付けている。

(4) 無線局の許認可申請及び登録点検に係る情報の提供

当協会では、海上関係無線局の開設・運用に係る申請等の手続及び海上関係無線局の検査をサポートするため、当協会の機関誌「むせんこうじ」又はホームページに次のような情報の提供を行った。

- ① 航海用情報記録装置の性能基準の改正による制度整備に伴う試験成績表（別表第 8 号様式）等の変更
- ② 船舶自動識別装置等試験成績表（別表第 10 号様式）の空中線電力の低減について
- ③ 銘板が腐食等により判読できない場合の対処方法
- ④ インマルサット B 型のサービス終了に伴う関係規定の整備
- ⑤ 「小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する告示案」等についての意見募集について
- ⑥ 「無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件」について
- ⑦ 船舶自動識別装置（AIS）の整備記録について
- ⑧ スプリアス発射及び不要発射の強度確認設備届出書の提出について
- ⑨ EPIRB 等に関する電波法施行規則の一部改正について
- ⑩ 簡易な手続を行うことができる無線局を定める告示等の一部を改正する告示
- ⑪ 義務船舶局等の無線設備に係るスプリアス規格の適用について
- ⑫ 特定船舶局の免許申請書等の記載方法について
- ⑬ 国際 VHF チャンネル用途変更について
- ⑭ むせんこうじ別冊「新スプリアス規格への対応について」改訂版

(5) 「船舶局等申請の手引」「登録検査等実施マニュアル」の出版事業

- ① 平成 24 年度の重点施策として取り組んできた「船舶局等申請の手引」第 7 版を平成 28 年度も引き続き販売した。

平成 28 年度の販売実績部数 : 11 冊

平成 29 年 3 月末の総販売部数： 351 冊

- ② 平成 25 年度の重点施策として取り組んだ「登録検査等実施マニュアル」を無線局登録点検員の研修会のテキストと定め、平成 28 年度も引き続き販売した。

平成 28 年度の販売実績部数： 28 冊

平成 29 年 3 月末の総販売部数： 649 冊

(6) 無線局登録点検員の研修会実施事業

総務大臣の登録を受けた登録検査等事業者の登録点検員が無線設備等の点検に関する知識・技能を修得し、関係法令に従い適正かつ確実に登録点検業務を実施して免許人等の信頼を得ることを目的として、平成 28 年度も登録点検員研修会を各地で開催した。しかし、すでに受講済みの点検員が多いため開催回数及び受講者とも前年比べ大幅に減少したが、点検資格を持たない方の受講希望があったため今年度から聴講を可能とした。修了試験合格者 54 名に修了証を交付した。

なお、平成 29 年 3 月末日の修了試験合格者の総数は 667 名に達した。

① 東北支部

- ・開催日：平成 28 年 6 月 9 日
- ・開催場所：仙台市「仙台青葉カルチャーセンター」
- ・参加者：6 名

② 九州支部

- ・開催日：平成 28 年 9 月 14 日
- ・開催場所：福岡市「カンファレンス A S C」
- ・参加者：13 名

③ 関東支部

- ・開催日：平成 28 年 9 月 15 日
- ・開催場所：東京都豊島区「電波会館」
- ・参加者：8 名

④ 近畿支部

- ・開催日：平成 28 年 9 月 16 日
- ・開催場所：西宮市「古野電気株式会社 研修センター」
- ・参加者：11 名

⑤ 四国支部

- ・開催日：平成 28 年 10 月 14 日
- ・開催場所：松山市「ゴールドビル味酒」
- ・参加者：10 名（聴講者 5 名を含む。）

⑥ 北海道支部

- ・開催日：平成 29 年 1 月 24 日
- ・開催場所：札幌市「モン・レーブ新道東」
- ・参加者：12 名（聴講者 1 名を含む。）

(7) その他の支援事業

- ① 各支部において地区別に講習会を開催し、法令周知を行った。
- ② 申請書作成簡易ソフト（新 MSS 楽々申請書 Ver. 4.0）を会員限定で販売した。

## 2 広報関連事業

定款に定める協会の目的及び事業の円滑な遂行を図るとともに情報の共有や法令の周知のため、機関

誌「むせんこうじ」の編集、発行及び配布などの機関誌発行事業を行っている。

当協会が発行する機関誌は、現在、海上無線機器関係では唯一の定期発行書籍であり、無線工事業者をはじめ総務省、海上保安庁などの官公庁、漁業無線局、海難防止協会などの海運関係者や漁業関係者、海上関係の無線に関心がある不特定多数の方（学校や図書館を含む。）に読まれており、無線を利用する者の利益の増進に寄与している。

#### (1) 機関誌発行事業（整備法第 119 条第 2 項第 1 号ハに基づく継続事業）

定款に定める目的及び事業の円滑な遂行を図るため、隔月単位で機関誌（約 800 部）を発行し、会員及び関係団体に配布し、情報の共有や法令の周知を行っている。この機関誌「むせんこうじ」は、会員相互の密接な連絡と親睦及びその技術レベルの向上を図るとともに、関係官庁（法令の改正等）及び団体の動向をもできるだけ早く知らせるため、昭和 36 年 6 月に創刊した。創刊当時は毎月発行していたが、平成 12 年 3 月号から隔月発行に変更した。また、今年度は別冊として「新スプリアス規格への対応について（改訂版）」を 9 月に発行した。

機関誌の掲載内容は、電波法をはじめ政省令・告示の周知及び解説、行政情報・白書、協会の活動に関する事項、技術情報、製品紹介、監督官庁からの周知事項、船舶工事に係る事項等となっている。

会員及び職員には無償で配布（約 550 部）するとともに複数部数を希望する会員には有償で配布（約 20 部）している。会員以外には、総務省総合通信基盤局、地方総合通信局及び独立行政法人 NICT 等には無償で配布（約 100 部）し、海上保安庁、漁業無線局及び一般の購読希望者には、一冊 1,050 円（税別）で提供（約 80 部）している。また、図書館等の要請に応じて、国会図書館及び公益財団法人帆船日本丸記念財団へ機関誌を寄贈している。

なお、当協会の機関誌は一般の書店では取り扱っていないので、購読希望者に対してはホームページで機関誌の情報提供や購入の受付を行っている。

掲載内容等の編集方針は、発行月の前月中旬に開催される「広報委員会」で検討して決定している。また、奇数月の 15 日前後に発行・発送している。

機関誌「むせんこうじ」の広告依頼は常時受付けている。平成 28 年度の広告掲載料は、掲載ページ、会員／非会員、年間掲載回数等で料金が異なるが、会員は、税別で 1/2 ページ 14,300 円～、1 ページ 23,800～57,100 円である。

#### (2) ホームページ関連事業

全工協は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的にホームページで公開している。<http://www.zkk.or.jp/>

第 54 回定時総会で承認された事業報告・決算報告、事業計画・予算、新役員等の情報は、6 月下旬に更新した。協会の概要をはじめ、会員の紹介、新着情報、会員情報、測定器校正情報、船舶局申請関係等をタイムリーに掲載するとともに会員の関心ごとである「新旧スプリアス設備一覧表(改訂版)」「特定船舶局を定める告示」「国際 VHF の周波数用途の変更」等を掲載し、会員のページに会員向けの協会情報を発信している。なお、会員のページのパスワードは毎年 1 回、4 月中旬から 5 月上旬に変更している。

また、ホームページ更新情報は、本サービスを希望された会員等（99 件）へ電子メールで配信している。平成 28 年度の配信回数は 20 回だった。

### 3 測定器校正事業関係

全工協は、登録検査等事業者が無線設備の点検を適正かつ確実に実施するため、電波法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号ニに規定する校正を行うために必要事項を定め、測定器の校正業務を公正かつ厳正に実施している。

平成 28 年度の測定器校正用標準器（周波数標準機：6 台、27MHz 帯高周波電力計：6 台、40MHz 帯高周波電力計：6 台、150MHz 帯高周波電力計：7 台（1 台換装修理）、400MHz 帯高周波電力計：7 台（1 台換装修理）、標準信号発生器：6 台）は、校正業務を適正かつ円滑に実施するため、校正と同時に高周波電力計の目盛の合わせ込みを行うこととし、財団法人テレコムエンジニアリングセンター（松戸）において実施して各支部に配備した。

被測定器の校正は、会長から任命された各支部の校正員が標準器を用いて測定器等校正業務規程及び同細則に則り適正に実施し、本部において一元管理するとともに校正完了通知書を発行している。

また、登録検査等事業者が作成する点検結果通知書の記載欄のうち、点検に使用した測定器の校正に用いた標準器の諸元の記載を省略できるようにするため、全工協が実施した被校正測定器の諸元を一覧表にまとめ、全工協ホームページで最新のデータを総務省に公開している。なお、総務省へのデータ公開には、パスワードによるアクセス制限を設けている。

平成 28 年度の測定器校正件数は 1,864 件、昨年に比べ 9 件（-0.4%）の減少となった。なお、非会員の校正件数は、10 件減少の 76 件（4 社減少の 33 社）であった。

#### (1) 月別校正件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成27年度	64	65	174	149	95	324	253	266	157	142	41	143	1,873
平成28年度	57	58	192	130	107	331	255	264	154	139	37	140	1,864
差 異	-7	-7	18	-19	12	7	2	-2	-3	-3	-4	-3	-9

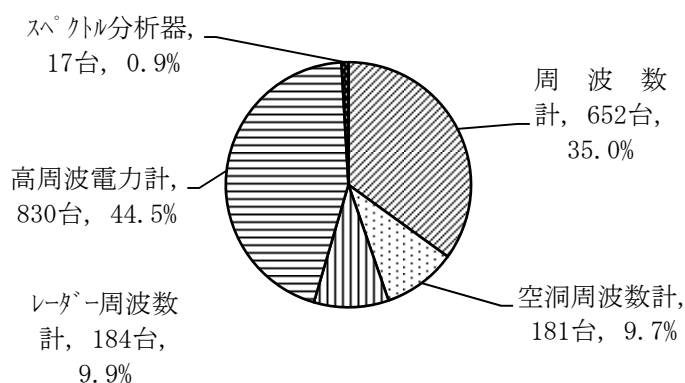
H29/4/25集計

#### (2) 本部・支部別校正件数

	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	本部	合計
平成27年度	199	202	202	17	56	140	219	233	155	402	47	1	1,873
平成28年度	201	195	221	8	53	130	223	233	145	401	54	0	1,864
差 異	2	-7	19	-9	-3	-10	4	0	-10	-1	7	-1	-9

H29/4/25集計

#### (3) 平成 28 年度被校正測定器の校正件数及び構成比率



## 4 法令遵守、情報通信月間行事

### (1) 電波の日・情報通信月間

第 66 回「電波の日」（平成 28 年 6 月 1 日）及び平成 28 年度「情報通信月間」（同年 5 月 15 日から 6 月 15 日まで）に当たり、6 月 1 日に帝国ホテルで開催された平成 28 年度「電波の日・情報通信月間」記念中央式典を始め全国各地で記念式典が開催され、会長、副会長、理事、事務局長をはじめ多くの会員が最寄りの式典に参加した。

### ① 東北支部

仙台市内において開催された「電波の日・情報通信月間記念式典」において、一般社団法人全国船舶無線協会東北支部は、「電波法令の周知や登録検査等事業者の育成に取り組むとともに船舶無線局免許の電子申請の効率化のために種々の工夫を行い東北管内の電子申請の普及・促進に多大な貢献をされた」として、東北総合通信局長から表彰された。

### ② 北陸支部

金沢市において開催された「電波の日・情報通信月間記念式典」において、一般社団法人全国船舶無線協会北陸支部の前副支部長の岡田要氏は、「協会の構成員として、43年の長きにわたり、船舶無線の普及発展を推進されるとともに、後年は同協会北陸副支部長として、協会の運営、測定器の整備、さらに登録検査等事業者の点検員の育成など通じて、北陸地域の無線通信の発展に多大な貢献をされた」として、北陸総合通信局長から表彰された。

(2) 各支部が開催する法令周知会等では、各総合通信局の支援を得て、省令・告示等の改正事項の周知、法令違反事例の紹介及び法令遵守の指導を行なった。

## 5 無線従事者資格取得支援業務

無線従事者資格取得のための支援事業の一環として、平成18年度から第四級海上無線通信士の通信教育及び直前講習を実施している。平成28年度も昨年度と同様に無線従事者国家試験申請システムを利用して2月期の第四級海上無線通信士の受験申込の代行事務を協会で行うこととし、次のとおり実施した。

### (1) 通信教育コース

- ① 実施期間：平成28年9月21日～平成29年2月8日
- ② 通信回数：法規10回、無線工学10回
- ③ 申込者：法規24名（全工協会員17名、全無協会員2名、非会員5名）  
工学23名（全工協会員16名、全無協会員2名、非会員5名）

### (2) 直前講習コース

- ① 実施期間：平成29年2月13日～平成29年2月16日（4日間）（辞退者3名を含まず。）
- ② 申込者：法規13名（全工協会員11名、全無協会員1名、非会員1名）（欠席者1名を含む。）  
工学13名（全工協会員10名、全無協会員1名、非会員2名）（欠席者1名を含む。）

### (3) 合格率（欠席者及び科目合格を除く。）

- ① 全受講者：21名中15名合格（71.4%）
- ② 通信教育+直前講習（欠席者を除く。）：13名中12名合格（92.3%）
- ③ 通信教育のみ：7名中3名合格（42.9%）
- ④ 2月期の全国の合格率は62.9%であった。

## 6 法令対策委員会

法令対策委員会は、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課の担当官から照会があった案件や海上関係の省令等の改正案に対して、その都度メール利用を利用した法令対策委員会を開催している。主な案件は以下のとおり。

- ① 特定船舶局の無線設備を定めた告示の改正案について
- ② 登録点検の銘板確認について
- ③ 特定船舶局として27MHz帯SSBの記載方法について
- ④ 免許手続規則等の省令改正（案）について意見の取り纏め



## 7 登録点検員研修会実行委員会

研修実行委員会は、下記の項目について審議した。

- ① 試験結果の確認
- ② 試験問題の検討
- ③ 今後の課題（点検員以外の聴講等）

## 8 水洋会部会

### (1) 運営・業務委員会

水洋会部会の運営・業務委員会の進め方等について審議するため、2か月に1回程度開催した。

### (2) 技術委員会

技術基準、国際会議の概要報告及び諸技術情報等の検討を行うため、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課の担当官を交えて毎月1回開催した。主な案件は次のとおり。

- ① 海上保安庁の情報提供業務（DGPS）の一部終了
- ② IMO MSC96、MSC 97、NCSR 4 報告
- ③ スプリアス関係
- ④ WRC-12、15 関係
- ⑤ 固体素子 X バンドレーダー
- ⑥ 型式検定関係
- ⑦ 電波政策 2020 懇談会（海上関係）
- ⑧ 新基準 AIS に対応する関連規則
- ⑨ ITU-R、IMO、IALA 等の最新国際ルール
- ⑩ IEC TC80 試験規格（航海機器、無線通信機器）
- ⑪ HF NBDP 周波数
- ⑫ 国際 VHF チャンネルの用途変更、補償請求
- ⑬ 航海用レーダー及び ECDIS の型式承認試験基準
- ⑭ GMDSS 近代化
- ⑮ 統合化航海システム（INS）の性能基準改正
- ⑯ 標準モード（S-Mode）
- ⑰ 無線局事項書、工事設計書の様式見直し
- ⑱ 航海・漁労機器の国際標準化活動に関する調査

### (3) その他、外部の委員会、研究会、検討会

委員会、研究会、検討会等に水洋会部会の田北事務局長が参加した。主なものは次のとおり。

- ① 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会 地上業務委員会（専門委員）
- ② 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会（専門委員）
- ③ 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会 地上業務委員会 航空海上移動 WG（主任）
- ④ 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 船舶用固体素子レーダー作業班（構成員）
- ⑤ 情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会 9GHz 帯航空機搭載型合成開口レーダーシステム作業班（構成員）
- ⑥ 総務省四国総合通信局の「海上通信システムの新たな利用における周波数共用のための技術的条件の調査検討会」（構成員）
- ⑦ 日本船舶技術研究協会の次世代 GMDSS 検討プロジェクトステアリング・グループ会議（委員）

- ⑧ 日本船舶技術研究協会の e-navigation システム検討プロジェクト・ステアリング・グループ会議（委員）
- ⑨ 日本船舶技術研究協会の航海分科会（委員）
- ⑩ 電波産業会の 406MHz 帯を利用した次世代衛星のビーコン通信技術に関する対処方針検討会（委員）
- ⑪ 電波産業会の次世代 GMDSS の要素技術の国際標準化に関する調査検討会（委員）
- ⑫ 電子情報技術産業協会 (JEITA) (航海機器、無線通信機器の IEC 国際規格対応) の TC80 国内委員会、航海システム標準化専門委員会、船内共通事項標準化グループ、船内システム標準化グループ、船用無線情報標準化グループ（客員）
- ⑬ 日本舶用品品質管理協会の舶用品技術開発評価委員会（委員）
- ⑭ 日本舶用品検定協会の型式承認試験基準策定検討会（委員）

## 9 関係団体との連携について

### (1) 一般社団法人日本船舶品質管理協会

- ① 平成 28 年度 GMDSS 救命設備積付け技術講習会（新規）
  - ・ 場 所：東京海洋大学越中島会館
  - ・ 開催日：平成 28 年 10 月 20 日
  - ・ 参加者：全工協会員及び同従業員（参加希望者 41 名中 35 名の合格）
- ② 平成 28 年度 GMDSS 救命設備積付け技術研修会（東京会場・継続）
  - ・ 場 所：東京海洋大学越中島会館
  - ・ 開催日：平成 28 年 10 月 21 日
  - ・ 参加者：全工協会員及び同従業員（34 社、50 名）
- ③ 平成 28 年度 GMDSS 救命設備積付け技術研修会（大阪会場・継続）
  - ・ 場 所：大阪リバーサイドホテル
  - ・ 開催日：平成 28 年 12 月 16 日
  - ・ 参加者：全工協会員及び同従業員（48 社、62 名）

### (2) 電波法人会

電波法人会は、当協会のほか一般財団法人電気通信振興会、一般社団法人電波産業会、一般社団法人陸上無線協会等電波関係 14 団体が毎月 1 回会合を持ち各団体の状況等の情報交換を行っている。松永事務局長（10 月からは成瀬事務局長）が参加した。

## 10 その他

### (1) 協会事務の機械化推進（請求書発行システム）

協会の経営改善の一環として、支部の規模による支部間格差の解消や特定個人情報（マイナンバー）の管理体制の強化並びに社会保険関係の協会一元化を図るため、平成 28 年 4 月から会計の本部一元化を実施した。この会計一元化に伴い会計業務の機械化を推進するため、平成 27 年 12 月にワーキンググループを立ち上げ請求書発行システムを構築した。

本部発行の請求書は、4 月の会費納入通知書（ご請求書）に始まり、事業関係の請求書も 8 月請求書から試験的に 2～3 の支部で実施し、11 月請求書から全支部へ拡大した。また、2 月発行の請求書からご請求書のフォーマットを一部改正して、当月ご請求額に加え前月ご請求残高や当月ご入金額等を表示した見易い形に改めた。

更に 2 月分の請求から、本システムを利用して請求書一覧表、未収金管理表及び前受金管理表を作成し、支部に提供している。

### (2) 船舶位置監視システム

水産庁は、平成 29 年指定漁業許可一斉更新の処理方針として、すべての許可船舶に船舶位置監視シ

ステム（VMS）の設置を求めています。対象の公示隻数は1,430隻（沖底びき網347隻、以西底びき網32隻、遠洋底びき網7隻、大中型まき網128隻、遠洋かつお・まぐろ256隻、近海かつお・まぐろ335隻、北太平洋さんま182隻、日本海べにずわいがに12隻、いか釣り131隻）で、平成29年度の対象船は約300隻を予定している。全工協ではVMSの設置工事に協力することを念頭に一般社団法人漁業情報サービスセンターと協議を進めている。